2　一方の締約国による協議の要請は、他方の締約国に対して書面により提出されるものとし、当該要請の理由（問題となっている措置の特定並びに申立てに関する事実に係る根拠及び法的根拠の記載を含む。）を示すものとする。

3　問題の迅速なかつ満足すべき解決を図るため、一方の締約国が1の規定に従って協議の要請を行う場合には、他方の締約国は、当該要請に速やかに応ずるものとし、当該要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に誠実に協議を開始する。

第十九・五条　あっせん、調停又は仲介

1　いずれの締約国も、あっせん、調停又は仲介を随時要請することができる。いずれの手続も、両締約国が合意する場合にはいつでも開始することができるものとし、また、いずれかの締約国の要請により、いつでも終了することができる。

2　両締約国が合意する場合には、この章に定める仲裁裁判手続の進行中においても、あっせん、調停又は仲介を継続することができる。

第十九・六条　仲裁裁判所の設置及び構成

1　第十九・四条の規定に従って協議を要請した申立国は、次のいずれかの場合には、被申立国に対し仲裁裁判所の設置を書面により要請することができる。

(a)　当該協議の要請が受領された日の後三十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には十五日以内）に被申立国が当該協議を開始しない場合

(b)　当該協議の要請が受領された日の後六十日以内（腐敗しやすい物品に関する緊急の場合には三十日以内）に両締約国が当該協議により紛争を解決することができない場合

2　この条の規定による仲裁裁判所の設置の要請は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　問題となっている特定の措置を明記すること。

(b)　問題を明確に提示するために十分な申立ての法的根拠についての簡潔な要約（違反があったとされるこの協定の規定及び関連するこの協定のその他の規定を含む。）を付すること。

(c)　申立てに関する事実に係る根拠についての簡潔な要約を付すること。

3　1及び2の規定に従って申立国が要請を行った場合には、この条の規定に従って仲裁裁判所が設置される。

4　仲裁裁判所は、三人の仲裁人（一人の裁判長を含む。）により構成する。

5　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、各締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後三十日以内に、一人の仲裁人を任命し（自国民を任命することができる。）、及び裁判長の候補者を三人まで提案する。裁判長は、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、いずれかの締約国により雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる紛争を取り扱ったことがあってはならない。

6　両締約国は、仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に、5の規定に従って提案された候補者を考慮して、裁判長を合意により任命する。適当な場合には、両締約国は、共同して、5の規定に従って任命された仲裁人と協議することができる。

7　三人の仲裁人のいずれかが仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後四十五日以内に任命されなかった場合には、いまだ任命されていない仲裁人は、いずれかの締約国の要請に基づき、5の規定に従って提案された候補者の名簿の中からくじ引で任命される。両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、くじ引による任命は、くじ引による任命の要請が受領された日の後七日以内に行われる。一人の裁判長を含む二人以上の仲裁人がくじ引で選出される場合には、最初に裁判長が選出される。

8　仲裁裁判所の設置の日は、最後の仲裁人が任命された日とする。

9　全ての仲裁人は、次の(a)から(c)までに定める要件を満たすものとする。

(a)　法律、国際貿易その他この協定の対象となる事項についての専門知識若しくは経験又は貿易に関する国際協定の下で生ずる紛争の解決についての専門知識若しくは経験を有すること。

(b)　客観性、信頼性及び判断の健全性という基準に厳格に従って選任されること。

(c)　いずれの締約国からも独立しており、いずれの締約国とも関係を有しておらず、又はいずれの締約国からも指示を受けていないこと。

10　仲裁人が第十九・十六条に規定する行動規範に違反したことについて両締約国が合意する場合には、両締約国は、当該仲裁人を解任し、その違反を容認し、又は当該仲裁人に対し当該違反の状態を改善するため一定の期間内に措置をとるよう要請することができる。両締約国が、当該違反を容認することについて合意する場合又は当該仲裁人が当該違反の状態を改善した後に当該違反の状態が終了したと決定する場合には、当該仲裁人は、引き続きその職務を行うことができる。

11　この条の規定に従って任命された仲裁人が死亡し、辞任し、又はその職務を行うことができなくなった場合（10の規定に従って解任された場合を含む。）には、後任の仲裁人は、前任の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該前任の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

12　仲裁裁判所が第十九・十四条又は第十九・十五条の規定に従って再招集される場合には、再招集された仲裁裁判所は、可能な場合には、裁定の対象となった問題を取り扱った仲裁裁判所と同じ仲裁人により構成する。これが可能でない場合には、代わりの仲裁人は、当初の仲裁人の任命に係る規定と同様の方法で任命され、当該当初の仲裁人が有する全ての権限及び任務を有するものとする。

第十九・七条　仲裁裁判所の付託事項

仲裁裁判所の設置の要請が受領された日の後二十日以内に両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁裁判所の付託事項は、次のとおりとする。

「両締約国が引用したこの協定の関連規定に照らし、この協定の第十九・六条の規定による仲裁裁判所の設置の要請において付託された問題を検討し、その理由を付して法律上の及び事実に関する認定を行い、並びに紛争の解決のための裁定を下すこと。」

第十九・八条　仲裁裁判所の任務

第十九・六条の規定に従って設置される仲裁裁判所は、

(a)　必要に応じて両締約国と協議すべきであり、また、両締約国が相互に満足すべき解決を図るための十分な機会を与えるべきである。

(b)　自己に付託された問題の客観的な評価を行う。当該客観的な評価には、事案についての事実関係、両締約国が引用したこの協定の規定の適用可能性及び次のいずれかの事項に関するものを含む。

(i)　被申立国がとった問題となっている措置とこの協定との適合性

(ii)　被申立国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったか否か。

(iii)　被申立国がとった問題となっている措置が第十九・四条1(b)に規定する利益を無効にし、又は侵害しているか否か。

(c)　紛争の解決のために必要な他の認定を行うことができる。

第十九・九条　仲裁裁判手続

1　仲裁裁判は、非公開とする。両締約国が合意する場合には、両締約国との会合は、公開することができる。

2　仲裁裁判所の評議及び仲裁裁判所に提出された文書は、秘密のものとして取り扱う。

3　2の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、紛争に関する見解について公に表明することができる。ただし、他方の締約国が秘密であると指定して仲裁裁判所に提出した情報又は意見書については、これを秘密のものとして取り扱う。一方の締約国が秘密であると指定して情報又は意見書を提出した場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国の要請に基づき、当該情報又は意見書について公開し得る秘密でない要約を提出する。